

総務委員会記録

とき 令和8年2月24日

国分寺市議会

総 務 委 員 会

令和8年2月24日（火）

○ 出席委員

委員長 森 田 たかし
副委員長 小 坂 まさ代
委員 だ て 淳一郎
はぎの 英 輔
新 海 栄 一

○ 欠席委員

委員 鈴 木 ちひろ

○ 審査事項

- 1 議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 調 査 行政改革について

R 7 . 6 . 5

《報告事項》

- (1) 株式会社 J R 中央線コミュニティデザインの株式交換について
 - (2) 地域活性化多分野連携協定事業者との人事交流について
 - (3) 衆議院議員選挙の投票結果について
 - (4) その他
-
- 10 陳情第8－3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
 - 11 陳情第7－4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情

午前 9 時 31 分開会

○森田委員長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

冒頭、鈴木委員より、出産の事由により欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。また、経済課長より、公務のため午前 11 時から午後 5 時まで欠席する旨の届出がございましたので併せて御報告いたします。

◇

○森田委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。

まず、議案の審査を行います。

議案第 13 号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

議案第 13 号、国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料は、改正点についてまとめたものを提出させていただきました。こちらを御覧いただきたいと思います。

今回の改正内容については、資料の上段の改正点にも記載がありますが、同居親族要件の廃止による、本条例の一部改正となります。

改正の原因、契機ですが、令和 7 年 11 月 28 日付で国土交通省住宅局より、公営住宅への入居等の取扱いについて（要請）という文書が発出されました。内容といたしましては、近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、同居親族要件を従前のまま存置している事業主体におかれましては、住居に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、同居親族要件の廃止又は一部廃止について御検討いただくようお願いします、といったものでございます。現在の国分寺市営住宅条例の入居資格については、資料の中段に記載している第 6 条にあるとおりで、現に同居し、又は同居しようとする親族があることとしており、一部、障害者であることや生活保護被保護者などにおいては、同居を要しないといった内容となっております。

直近の市営住宅の問合せと応募状況につきましては、1 室空きが出まして、今年に入り募集したところ、問合せが約 40 件で、応募については 6 件ございました。仮に、今回の条例改正後の要件に照らし合わせた場合、新しく応募できる方が 10 件増え、16 件となります。今回に限らず、ここ数年は単身世帯での要望もあるといった状況でございます。このような状況にも配慮し、また国土交通省からも要請があったことから、今回、このタイミングで条例の改正をいたしたいというものでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表も併せて御覧ください。現条例の第 6 条にある入居資格について、同居に係る文言を削除させていただきますが、このことにより、現条例の第 6 条第 4 項は改定後に第 6 条第 2 項に繰り上がります。また、これに伴い、それぞれ引用している箇所などのずれが発生しますので、そういったものの文言整理を行うといったものとなります。

最後になりますが、附則について、施行日は公布の日からとなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。先ほどの冒頭の数字、応募の件数等を御説明いただいたんですけどちょっと聞き取れなくて、問合せが約 40 件あったということなんですけれども、それで今回の

改正によって応募できる方が10件増えるというような表現がありました。それは問合せの40件の中から、今回単身者の方が10件増えるという意味なんでしょうか、その辺をもう一度確認させてください。

○佐藤契約管財課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○はぎの委員　分かりました。そうしますと、単身者の方から、これまでもそのように問合せはいろいろ来ていたということで、ニーズはあるのかなというところであります。多様化する世帯の構造に対応する前向きな一歩ということで捉えております。

今回、対象となる場所について確認させてください。

○佐藤契約管財課長　今、国分寺市営住宅としてあるのは1か所です。住所としましては、国分寺市高木町一丁目8番地1となります。

○はぎの委員　高木町の1か所ということで確認させていただきました。ありがとうございます。

それで、確認させていただきたいのは、今回、単身者の枠を広げていただけるということで、入居倍率が当然上がっていくのかどうか、既存の待機者への影響といたしますか、特に困窮しているファミリー層の当選確率が下がりはないかという懸念もあるのですが、その辺の考え方を確認させてください。

○佐藤契約管財課長　公営住宅の状況ですと、国分寺市内におきましては、都営住宅もございます。都営住宅の現状をお話ししますと、大体空室率が10%程度で、まだ空いているといった状況でございます。ですので、ファミリー層の方については、市営住宅と併せて都営住宅のほうにもお申込みいただけるのかなと思っております。ただ、単身者向けというのは少ない状況でございますので、その辺は市営住宅でもちょっと間口を広げて、国からの通達もありましたとおり、そういったところの入居要件を少し広げていきたいといったところでございます。

○はぎの委員　分かりました。今回は、まずスタートしてみるということです。状況を見ながらまたいろいろ柔軟に御対応していただけたと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森田委員長　ほかにございますか。

○だて委員　条例改正については理解いたしまして、国からの要請ということで承知いたしました。市営住宅は1か所しかないし、戸数的にも少ないということで、たまたま、この間、1件空きがあったということですが、なかなか空きが出ないということでありますし、この改正で、単身世帯も応募が可能という形になると、今、はぎの委員がおっしゃったように、入りづらい物件なのかなとは思っているところではありますけれども、そこは状況に応じて、適切に対応していただきたいなと思っています。

それで、条例というよりも市営住宅の在り方という部分で、以前も一般質問で取り上げたことはあるんですけども、恐らく、耐用年数的には、あと15年ちょっとぐらいなのかなというように思っています。現状は満室の状態になるのかなということで、非常にニーズが高いところは承知している一方で、先ほどあったように、都営住宅も一定程度空いていると。高木町の市営住宅の近くだと、国分寺西町五丁目アパートも都営住宅ですけども、私は近所なので、よくポストなんかが見えるんですが、結構空いていると感じます。部屋の広さとかニーズの関係はあろうかと思っておりますけど、空いているなと思っているところでございますし、国分寺市内のみならず、近隣の都営住宅も含めると、そこそこ空いているのかなというように感じているところです。

もちろん、住み慣れた地域で長く住みたいという思いは、当然、皆さんお持ちだということは承知している上で、今後の市営住宅をどのようにしていくのかというところなんですけども、例えば、以前から出ているように借り上げ住宅として市営住宅として残すのであれば、別の形態で別の場所という形も、耐

用年数も鑑みながらあろうかと思います。その管理の関係も含めて、恐らく、市の直営で管理などもやっているし、修繕にも結構お金がかかっているというところも踏まえると、残りの耐用年数を踏まえた中で、使用の枠の拡大というところは、当然、国からの要請も含めてあるんだと思うんですけども、今後、どのようにしていくかというところを考えていくタイミングが、そろそろなのかなと思います。もちろん、住んでいらっしゃる方がいる以上は、来年、急にやめますというわけには当然いかないと思いますので、一定程度期間をかけて、しっかり進めていただきたいと思っているんですけど、その辺の考え方を、条例から少し離れますけれども教えていただきたいなと思うんですが。

○塩野目副市長　市としての公営住宅の在り方については、我々としても、今、だて委員がお話ししたとおりのことを考えているところであります。ただ、現に今、入居している方がいる、あるいは、建物自体の耐用年数もまだあるということなどもありますので、今すぐということではないんですけども、市長からも、今後の市としての市営住宅の持ち方、在り方について、早急に検討するようにという指示が出ております。また、自治体として、市営住宅というものが存在している市も少ないということで、今、そこら辺の調査もしているところでありますので、中長期的に見て、今後の在り方については検討を開始したというような状況であります。

○だて委員　御答弁いただいて、ちょうどいいタイミングで質疑できたなと思っております。そういった形で御検討いただいているということであれば、これから何年後か分かりませんが、利用者の方、入居者の方がお困りにならない形で進めていただきたいと思っています。

あそこの高木町のエリアは、公共施設がない部分でもありますから、一定の広さのあるあそこの市営住宅のところは、今後、どのように使えるのかというところも踏まえて検討していただけたらと思うんですが、非常に重要な種地にもなり得るかなと思っておりますので、その辺は御検討いただいているということで理解いたしましたので結構です。ありがとうございました。

○森田委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○小坂委員　条例改正は、国のほうの流れもあるということで理解したところです。また、これまでの質疑の中で一定理解したところなんですけれども、簡単に何点か確認させていただきたいと思います。

御報告の中で、1件の募集について問合せも数多くあり、応募も倍率的にはかなり高い倍率であったということで、市内で住居に困られている方がいるということが、こういったところからも見てとれるかと思えます。応募された方は、住宅に困窮されている方だと思いますけれども、そこに入れなかった方への対応や、連携などで、これまでに何かされているようなことがあれば伺いたいと思います。

○佐藤契約管財課長　委員のおっしゃったとおり、近年、特に応募状況も40件程度ということで、それなりの件数があります。そういった方々に対しては、都営住宅のほうに結構空きがあるということもお伝えして、こういうところを調べてみてくださいといったアドバイスというか、そういったこともお伝えしている状況でございます。

○小坂委員　都営住宅を御案内していただいているということは、先ほどもお話しいただいております。今後、今回の条例改正で单身の方にも応募していただけるようになるというようなことで、新たに福祉的なところとの連携強化のようなことを考えられているかどうか伺います。

○佐藤契約管財課長　市営住宅のほうに御応募されている方というのは、今、お住まいがある方でして、応募いただける要件の中にも、市内在住であることとか、市内在勤であることなどがありまして、その条件の中で、市営住宅に入りたいというような方に御応募いただいている状況でございます。ですので、住

宅に困窮している方とか、住宅を探している方につきましては、庁内には住宅施策の部署もありますので、そちらと意見交換しながら進めているというような状況でございます。

○小坂委員　今後、応募の状況などから直接感じられることもあるかと思いますので、ぜひ連携をお願いしておきたいと思います。

○森田委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　質疑なしということですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　続きまして、**議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

○増田職員課長　それでは、議案第14号、国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、市長の事務部局及び教育委員会の職員に係る定数を改めるため、条例の一部を改正したいというものでございます。新旧対照表をお願いいたします。

第2条、職員の定数の規定におきまして、職員の事務部局の職員の定数を585人から7人増の592人に、教育委員会の職員の定数を84人から7人増の91人とし、合計を686人から700人に改めたいというものでございます。

定数増の主な理由といたしまして、今後の新たな行政需要に対して速やかに対応できるようにするために、定数枠を増やしておくというものとなります。ただ、そのうちの一部は令和8年4月からの機構改革に対応するもの、また、昨年度に定数条例の改正をお認めいただきました育児休業者等の長期休業となる職員配置への早期対応を図る部分も増員枠の中に含まれます。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日といたしたいというものでございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長　御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員　すみません、一点だけ。定数は増えるということなんですけど、来年度4月1日時点の実数としては、まだ予定かもしれませんけどもどういう形になるか、それぞれ、市長部局と教育委員会で分かれば教えてください。

○増田職員課長　御質疑の実稼働人数として、今、想定している人数でございますが、市長部局については587人、教育委員会については85人を予定しているところでございます。

○森田委員長　ほかにございますか。

○新海委員 説明ありがとうございました。これは基本的に人数が足りないということで理解していいのでしょうか。

○増田職員課長 一部、来年度の施策を実現するために定員を増やす部分も含まれます。それから、先ほど申し上げました、育休者が出た職場に対する配置の部分でも、当初、想定していたよりも多いというような状況もございますので、それに備えるために、今回、定数増をさせていただきたいという考え方でございます。

○新海委員 育児休業のときは、ほかの部署から回すということとはできないのでしょうか。

○増田職員課長 育休者の対応については、育児休業を取った段階で、定数条例から除外される定数外の扱いとなりますが、産前産後の休養を取得している早い段階から、職員を配置して当該部署の業務が円滑に回るようにということで、前回、改正させていただいたところでございます。他の部署から回すとなりますと、ほかの部署でも必要数としての職員数があるものでございますから、その部分の負担をさせることなく、昨年提案させていただいた一時的に加配するという考え方で、育休者が出た職場については、そういった対応ということで整理させていただいている状況でございます。

○新海委員 基本的に、職員の数が少し多いかなと考えております。国分寺市と同じような自治体の職員数と比べると、国分寺市は少ないんですか。13万人の人口がいて、同じくらいの面積のところと比較すると、ほかの自治体はもっと多いのかどうか、そこを知りたいです。

○増田職員課長 正確な人数まで把握しているところではございませんが、特段、国分寺市で職員数が同規模の団体より多いという認識は持ってございません。むしろ、ちょっと少ないのかなという認識を持っているところでございます。

○新海委員 予算を見てもそうなんですけど、職員の経費が圧倒的に高くなっているんです。ですからそこも考えると、増員するのが適当かどうかというのは、少し判断し難いところなんですけど、電子化が進んでいる、指定管理者にたくさん出している、そういう中で、職員が増えていくというのは、理解に苦しむところがあるんですけど、そのようなことについて、どのように考えていますでしょうか。

○増田職員課長 当然、委員御指摘のとおり、このまま定数を増やしていくということではなくて、例えば、業務改善により、職員数が減らせるところについては、今後も生じると思います。そういったところの人数については、新たな行政需要が発生した部署に回すなど、職員配置の適正化ということも併せて実施していきます。また、今回の新規事業の実施に当たりまして、定数を増やすという部署もございますが、それと並行して、人員の適正配置ということも毎年度ヒアリングをし、見直しをしているところでございます。そういったところも踏まえて、全庁的な職員の適正配置については、引き続き、毎年のヒアリングを通じて、職員定数の適正化を考えてまいりたいと考えているところでございます。

○新海委員 職員配置の適正化は大分言われていますけども、本当に適正化されているんですか。忙しいところはやたら忙しい、暇そうなところは暇そうであります。そういうところで考えると、本当に適正化が進んでいるのかどうか非常に疑問なところがあるんです。

担当副市長はどう考えていますか。

○丸山市長 今、いろいろと御質疑、御指摘をいただきました。大変重要な御指摘かなと認識しております。

まず、今回、定数条例で増員をさせていただく理由については、担当のほうから申し上げたところでありまして、近年、引き続き、当市の業務範囲というものが基本的に拡大している中において、一定、行政

需要というものに対応するため人員が必要であるというところが理由にはなりません。

ただ、一方で、御指摘のとおり、ただ単に青天井で人数を増やせばいいというものではありませんので、一つマネジメントの管理の仕方については、より決算、予算の前に見直すといったところだけではなくて、通年で、各部長、各課長の責任において、各部の人数が適正なのかどうかというところを、しっかり振り返えられるような、評価も含めてその点の管理を、よりしっかりとやっていくというところは、来年度に形としてまとめていきたいと思っていますので、またその上で、より御納得いただけるような形で適正化に努めていきたいと思います。

市長としては、暇な部署があるという認識はないんですけれども、みんな忙しくしっかりやってくれているという認識なんですけど、ただ御指摘のとおり、一部の部署において特定の時期に業務がかなり過重になってしまっている現実がありますので、その点のやりくりというものが、より流動的に流れがよい形になるように、その点は市長としてもしっかり見ながら進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○新海委員　市長からそのようなお話もありましたので、これについては、取りあえず理解いたしますけど、いずれにしても人数の適正化はしっかりと考えて、減らすものはしっかりと減らすというところは、ぜひお願いしたいということを申し上げて、一応了といたします。

○森田委員長　ほかにございますか。

○小坂委員　様々、市民に対する対応などを広くしていただけていく中で、今回の定数条例の改正を考えているところであります。私からは、教育委員会のほうの増員について、少し御説明いただけたらと思うのですが、お願いいたします。

○増田職員課長　今回、教育委員会の増の理由につきましては、来年度の体制といたしまして、中学校の給食提供方式変更に伴いますアレルギー対応のために、常勤職員の栄養士1人増を考えてございます。そのほか、学校栄養士につきましては、定年前再任用短時間勤務職員で任用していた部署、それから会計年度任用職員で対応していた、同じく栄養士になりますが、その部分を、それぞれ正規職員の栄養士に置き換えるということを予定してございまして、合計して3人増を予定しているところでございます。そのほかの要因につきましては、先ほど申し上げた育休者、長期休業者が出た場合の対応等ということで考えているところでございます。

○小坂委員　ありがとうございました。しっかりと体制を整えていただくことで、市民サービスが低下することなく進めていただけることと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○森田委員長　ほかに質疑はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　それでは、続きまして、議案第15号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○増田職員課長　それでは、議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、東京都に準じた給料表並びに管理職手当、住居手当及び通勤手当の改定を行うため、条例の一部を改正したいというものでございます。資料を御用意してございます。資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1の改正概要でございます。昨年の第4回定例会におきまして、東京都人事委員会勧告に基づきます都に準じた給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正について、お認めいただいたところでございますが、今回は、課長職の給料表の初号の水準の引上げと、職員に支給される管理職手当、住居手当、通勤手当の改定を行います。

2の課長職の給料表の改定をお願いいたします。今回の東京都人事委員会勧告において、管理職全体の職務・職責に応じた給与のアップデートが行われたところでございますが、特に課長昇任時の職務・職責に見合った給与上昇を確保し、管理職への早期昇任のインセンティブを高めることが理由としてあります。そのため、現行の課長職の4級の給料表の1号給から36号給をカットし、初号の給料月額を引き上げます。

続いて、3の管理職手当の改定をお願いいたします。こちらにつきましても、管理職の給与のアップデートとして管理職手当の改定を行います。こちらの表にありますとおり、今回の改定で管理職手当を都に準じた内容といたします。部長職については9万6,600円から、都の出先部長等の額である12万2,900円に、統括課長については8万5,000円から、都の本庁の担当課長の額である9万6,500円に、統括課長以外の課長職については7万3,400円から、都の出先課長等の額である8万4,800円としたいと考えてございます。なお、注釈にありますとおり都に準じた形にいたしますので、管理職手当の額については、職務の級における最高号給の月額の25%を超えない範囲内において、規則で定めることといたします。

2ページをお願いいたします。4、住居手当の改定でございます。こちらにつきましては、人材確保の観点から、27歳までの職員に対する住居手当の支給額を1万5,000円から3万円に引き上げるというものです。なお、28歳から従前の34歳までの住居手当については、現行どおり1万5,000円ということになります。

次に、5の通勤手当の改定をお願いいたします。こちらにつきましては、国との制度的均衡を図りつつ、都の改定内容に合わせて交通用具使用者に係る通勤手当を改定いたします。改定内容は2点ございます。

1点目は距離区分の改定です。現行では5キロメートル刻みで6区分の規定でしたが、改定後では100キロメートルまでの19区分といたします。なお、5キロメートル刻みという考え方に変更はございません。なお、改正後では3万2,000円を超えない範囲内で、規則で定めるといたします。

3ページをお願いいたします。2点目は、駐車場等の利用に対する通勤手当の導入でございます。支給要件といたしまして、資料に記載のア)からウ)までのいずれの要件も満たすことが必要となります。手当額については、駐車場代として支給する額は月額上限で5,000円といたします。

続いて、6の休暇名称の改正をお願いいたします。こちらにつきましては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正と関連しているところですが、東京都において、生理休暇取得への心理的抵抗感を緩和するため「生理休暇」を「健康管理休暇」に名称変更されることから、本市においても都

に倣い名称変更をいたします。職員の給与に関する条例には、給与の減額に関する規定中に「生理休暇」という文言がございますので、それを「健康管理休暇」に改めるというものでございます。

最後に7、施行日でございます。施行日については令和8年4月1日といたしたいと考えてございます。

なお、改正の附則2号で今回、課長職の4級の給料表の切替えがございますので、号給の切替えに関する規定を設ける内容となっております。

それから、資料の4ページから9ページにかけまして、前回の議案審査でもつけさせていただきましたが、東京都人事委員会勧告の令和7年度人事委員会勧告等の概要ということで資料をお示しさせていただいておりますので、こちらも御参照いただきたく、お願いいたします。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございます。今回、改めて、令和7年人事委員会勧告等の概要も拝見して、公民の比較において、この差を埋めていくというのは必要であろうかということで、個人的には理解しているところであります。また、何といたっても優秀な人材確保というところで、こういった処遇改善をしっかりとしていくということは必要であろうということでもあります。

そこで、資料の2番と3番の課長職の給与表の改定であり、また管理職手当の改定のところにも当たりますけれども、実際に今回の改定に当たって、多摩26市の中での水準はどういう推移になるのか、具体的に確認させていただきたいと思います。

○増田職員課長 まず、2番の課長職の給料表の改定につきましては、都内では都の給料表を準拠している自治体がほとんどでございますので、ここについては同様の水準と考えてございます。

一方、管理職手当でございますが、こちらについては、都に準拠しているのは部長職で7市、課長職で5市が都の管理職手当の部分に準拠しているという状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、今、7市、5市でそれぞれお示しいただきましたけれども、多摩26市の中での管理職の順位はどのぐらいのところにあるんでしょうか。

○増田職員課長 先ほど申し上げたように、管理職手当が都に準拠しているというところでお話をさせていただきましたが、当市の場合は部長職においては出先部長を参照するというような設定をさせていただきましたが、規模の大きい自治体では東京都の担当部長の職に準拠するというような市もございます。併せて、課長職については同じように自治体の規模やそれぞれの自治体の考えもあると思うんですけども、当市は出先課長に準拠という形を取りましたが、本庁の担当課長に準拠するところ、それからその1つ上の本庁の課長に準拠するところもございますので、当市において準拠するところについては都の表でいうと低い部分を参照している、準拠しているという考え方がございますので、高いレベルにはないと考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。考え方を確認させていただきました。ありがとうございます。今回の人件費の改定において年間の影響というか総額はどのぐらい増えていくのか、増加分の試算があれば教えていただきたいと思います。

○増田職員課長 詳細な数字は難しいですけど、概要として大体5億円程度増えるということを見込んでございます。

○はぎの委員 分かりました。5億円程度ということで、私が予想していたよりも結構大きな増加だなと思いますけれども、必要な改定であるということは一定理解しているところであります。承知いたしました。

た。

すみません、続けてになりますけれども、4番の住居手当の改定です。今回、27歳までの職員という一つの線引きをされた理由というか、なぜ、ここで線を引いたのかというところで……。

○森田委員長　質疑の途中ですが、職員課長。

○増田職員課長　先ほどの答弁の補足となりますが、影響額ということで私が答弁させていただいたのは、人件費全体で5億円ということで概算を申し上げさせていただきましたが、今回の議案に係る管理職手当の改定に伴っての影響額については、約1,000万円程度を見込んでいる状況でございます。

○はぎの委員　詳細な御答弁、ありがとうございます。全体では5億円ですけれども、今、私が質疑させていただいた管理職手当の改定に伴う部分に関しては1,000万円ということで、改めて確認させていただきましたので、ありがとうございます。

それで、4番の住居手当の改定のところで一点だけ確認させていただきたいんですが、今回は27歳までの職員に対するということで、一つここで線引きをしていただいたんですけれども、ここで線を引いた理由について確認させてください。

○増田職員課長　こちら東京都の人事委員会勧告に基づく東京都の対応に準拠しているところでございますが、若年層の人材確保という点に重きを置いての改定と認識してございます。

○はぎの委員　分かりました。市の将来を担っていただく若年層に対するしっかりした支援というところで理解するところであります。

最後にもう一点だけ確認させていただきたいのは6番の休暇名称の改正です。今回、生理休暇の名称を健康管理休暇に改正していただくということで、先ほど心理的負担軽減ということで取得しやすくしていただくということで、ここも理解するところであります。

そこでお聞きしたいのは、例えば、直近の過去3年間ぐらいでもいいんですけれども、生理休暇の取得率というのは上がっているのかどうか、その点について現状を確認させてください。

○増田職員課長　取得率の傾向としては把握していないところでございますが、直近の取得状況といたしまして、正規職員で、常勤職員でいいますと、約10%程度というところでございます。

○はぎの委員　分かりました。増えているのかどうかというのを知りたかったんですが、今回の名称変更に伴い取得しやすくなって、さらに利用する方が増えるよう、働き方改革の一環でもありますので、ぜひアップにつながっていただきたいと思いますと思っております。特に何か具体的な目標数値の設定等、そういうものはないですか。今、うなずかれておりますので分かりました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○森田委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○だて委員　今の、はぎの委員の御質疑で一定理解が進みました。1つだけ教えていただきたいんですけど、給料表なんですけど、4級が課長職ということで、3級の係長から4級の課長に上がるということで、上がったタイミングで必ず最初の1号給に戻る、普通は1号給に戻るということだと思いますけど、今回1号給から36号給を新しく昇任された課長はカットして37号給から始まるということなのか、そこを確認したいので説明してもらっていいですか。

○増田職員課長　係長から課長に昇給する際には号給の切替えの規則がございまして、それに照らし合わせて、係長の3級で何号給だったら4級の場合は、この号給に行きますよという切替えのルールがございまして。それにのっとって切替えがございまして、全員が1号給になるわけではなくて、係長としての経

験年数でいる号給があつて、この号給だったら課長職の何号給に切り替わりますよというルールに基づいて昇任、昇給させるという状況でございます。

○だて委員 分かりました。係長をずっと長くやっていた方は多分号給がすごく上がっていると給料がそれなりの金額になっていて、そこから課長職になるときに下がらないようにという形の取組なんだと思います。ちなみに、号給が上がるというのは、どういうタイミングで上がっていくのか、1号給から36号給は今回カットということであるんですけども、例えば、どれぐらいの期間の号給アップ分が時間的にカットされるのか、それはどういう形になるのでしょうか。

○増田職員課長 今回の区分の1号給から36号給の部分については、特に、若くして課長になった職員が職務・職責に応じてということで、そこで給料月額の上昇がなされるというところでございます。当市の職員においては、この区分に、今、張りついている職員がおりませんので、今回の給料表の改定については、引き上がる者がいないというところでございます。

あともう一点、参考までに、昇給というのは、年に1回定期昇給というのがございまして、標準で4号給上がるというようなところで、それは成績によって5号給上がったたり、さらに成績がいいと6号給上がったたり、成績が悪いと3号給というところで、標準は1年に1回の定期昇給で4号給上がるというルールになってございます。

○だて委員 ありがとうございます。1号給ずつ上がるのかなと思ったのですが、基本は年に1回、4号給上がっていく、成績によってはその前後で上がっていくということで、そこは理解いたしました。

それともう一点、交通費、通勤手当の関係で、今回は距離区分、あと車で来られる方の駐車場の関係もあるということでありまして、自家用車で来られている方というのは結構いらっしゃるんですか。電車とは違う状況がいろいろあるのかなと思っているのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○増田職員課長 現状、自動車通勤している職員は22人いるという状況でございます。

○だて委員 それはそれぞれのいろいろな御事情、住んでいらっしゃる場所の事情とか、多分そういうことがあつてのことかと思うのですが22人ということで、そこに何か言うつもりはないですけども、承知いたしました。

あともう一点、自転車通勤している方もそれなりの人数がおられるかと思うんですけども、今回、そういうところは特段書いていない、何か手当があるということではないかと思うんですが、自転車通勤している方には自転車通勤によるインセンティブとか、通勤手当がそこに一定発生しているのかどうかはちょっと分からないんですけど、その辺というのはどうなっているのでしょうか。

○増田職員課長 自転車、バイク等についても交通用具使用者ということで、くくりは同じであります。距離区分に応じて支給する手当については、自動車であっても、自転車であっても、バイクであっても同じでございます。今回については、そのうち、月ぎめの駐車場等を借りている方についての手当を5,000円が上限で補助するということになりますので、自動車、バイク利用者の方が、月ぎめの駐車場を利用している場合については、その部分を手当として支給するという仕組みになってございます。

○だて委員 分かりました。アルバイトとかだと、自転車で行くと交通費がもらえないとかそういうのが昔はよくあったので、そういうことではなくて、きっちり距離に応じて、自転車通勤している方が、車で通勤している方が、通勤手当という形で出ているということでした。自動車は違うのかな、駐車場だけなのかな、自転車通勤している方については距離に応じてちゃんと手当が出ているということを確認させていただいたので、取りあえず結構です。

- 増田職員課長 申し訳ございません。一点補足として、交通用具利用者についても、2キロメートル以上距離があるという前提がございます。そこだけは条件としてありますので、2キロメートル未満の方については、支給がないということだけ付け加えさせていただきます。失礼しました。
- 森田委員長 ほかに質疑はございますか。
- 小坂委員 先ほどの、はぎの委員との質疑で、27歳までとした住居手当の改定の理由は伺いました。現状のところ、該当者がどれぐらいいるのか伺いたいと思います。
- 増田職員課長 今回の改定に伴いまして、引上げとなる対象者については26人となっております。
- 小坂委員 ありがとうございます。若手の優秀な人材を獲得していくための改正というところで理解しておりますが、一方で、28歳になりますと1万5,000円が今回の改定により減額というか現状維持のために、実際には年間18万円ほど差が出てくるかと思います。こちらについての考え方といいますか、今後の動向を踏まえて検討されていくのか、現状の考え方について伺いたいと思います。
- 増田職員課長 こちらの住居手当等を含めまして、手当の額のルールについては、現在、東京都に準拠した形を採用させていただいております。今後、東京都において改定、見直しがなされた際には、それに合わせて都準拠という形で改定していきたいと思います。現段階では、28歳以降がどうなるかという情報はありませんので、いずれにしましても、東京都に準じた対応を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。
- 小坂委員 ありがとうございます。選ばれる自治体としての処遇改善というのは、非常に必要だと思っております。今年度、新規とか途中で採用活動をされてきたかと思いますが、肌で感じている部分とか、見えてきたものがありましたら、ここで共有いただければと思います。
- 増田職員課長 最近の状況ですと、新庁舎の効果が大きいと肌で感じているところでございます。新庁舎に移転後、当市としまして、積極的に採用説明会を実施したりとか、あとは、内定辞退防止のため内定者懇談会を実施するなど、若手の人材確保に努めているところでございます。
- 採用説明会、それから内定者懇談会で、実際に自分が働く職場を見学していただくメニューも加えました。これについては、自分が働く場所のイメージができたというような好意的な感想をいただいている状況でございます。近年の傾向としましては、新庁舎という自分が働く環境を見て、ここで働いてみたいということで、国分寺市役所で働く魅力を感じていただいているというような状況を、感じているところでございます。
- 小坂委員 ありがとうございます。実際の数字的な処遇の改善だけではなく、そうした採用試験を受けていただく方に、どうしたら働きやすい職場であるのかを御理解いただけるのかといったような工夫もしていただいていることが、今の御答弁で分かりました。引き続き、よろしくお願いいたします。
- 森田委員長 ほかに質疑はございますか。
- 新海委員 大体皆さんの質疑で分かりました。今回の改定によって、給料の高さは多摩地域で何番ぐらいになりますか。
- 増田職員課長 委員御指摘の順位でいうと、恐らく、ラスパイレス指数の関係になるのかなと考えてございます。令和7年度については、まだ調査等もできていない状況でございますが、昨年、令和6年度については99.5ポイントとなっております。こちらについては、国も同様に給料表の見直し等も行われてございますので、現段階では同水準で移行するものであらうと考えてございます。
- 新海委員 これは多摩地域の市で何番目ですか。

○増田職員課長 昨年度はラスパイレス指数が99.5で、26市中16位という結果でございました。

○新海委員 そうすると、ほかも上げているから、今回も大体そのくらいで推移すると見ているんでしょうけど、どっちにしても、その辺が一番適正ですので、あまり上がるというのは、非常に具合が悪いですから、その辺は十分気をつけながらやっていただきたいなと思います。

それから、通勤手当の距離区分の上限が、片道100キロメートル以上に変わったんですけど、今、遠距離通勤で一番遠くから来ている方はどのくらい遠いのですか。

○増田職員課長 片道19.4キロメートルでございます。

○新海委員 意外と近くですね。市内に居住している職員が、大分少なくなっていますけど、今、市内に居住している職員はどのくらいいますか。

○増田職員課長 現在、市内居住の職員については約20%というところでございます。

○新海委員 災害があったときに、市役所などにすぐ駆けつけられる人がある程度は必要なので、給料もよくなっていますから、できるだけ市内に住んでもらうように勧めていただけるとありがたいので、35%ぐらいは欲しいなと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

○だて委員 今、新海委員のおっしゃったことは、まさにそのとおりで、市内在住の職員が一定程度増えることが、もちろん住居は自由ですからどこに住んでもいいんですけども、できれば増えてくれるといいなというところで、昔、稲城市だったか狛江市だったか忘れちゃったけども、市内に引っ越してきてもらう、市内に在住してもらうと、何か手当みたいなものが出るような仕組みを取っていた市があったかと思うんですけども、そういったインセンティブ的な考え方、職員に市内にできるだけ住んでもらいたいということを実行している部分というのは何かあるんですか。

○増田職員課長 委員御指摘の部分ですけれども、気持ちとしては市内居住者を採用したいというところはあるんですけども、先ほど申し上げた手当については、東京都に準拠しているというところもございまして、独自の手当をつくるというのは、難しいかなというところがございます。

○だて委員 分かりました。若手職員の皆さんも、いつか家を買うといったこともあろうかと思うので、そういうときに、一つの選択肢として、市内に住んだほうがベターだと感じていただけるように、こちらの勝手な思いですけれどもありますので、今は20%という形で大分下がってきているのかなという感じもしていますので、そういったところで、今後、何か取組ができるといいのかなと思っています。これは意見でございます。ありがとうございました。

○森田委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 質疑なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、一定時間たちましたので10分程度休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時42分再開

○森田委員長　それでは、委員会を再開いたします。



○森田委員長　続きまして、議案第16号　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○増田職員課長　引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、職員の子育て部分休暇に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいというものでございます。こちらについては資料を御用意させていただいております。

まず、1の改正概要でございます。今回、導入する休暇制度については、会計年度任用職員も含む職員の仕事と生活の両立支援を推進するため、今回、新たに子育て部分休暇の導入に係る改正ということになります。

2の職員の子育て部分休暇の導入についてです。こちらについては、昨年の第3回定例会で改正した部分休業とも関連いたしますが、部分休業については、その承認期間が「小学校就学の始期に達するまでの子」となっておりますが、今回の子育て部分休暇については、部分休業のその後、先の部分になります小学校1年生から小学校3年生まで取得可能となる無給の特別休暇となります。

(1)の取得パターン①、②にありますとおり、こちらは昨年改正した部分休業と同様に第1号と第2号という形で種類が分かります。①は1日につき2時間の範囲内で取得可能な第1号子育て部分休暇、それから②は1年につき10日相当時間数の範囲内で取得可能な第2号子育て部分休暇を導入するという内容になってございます。

2ページをお願いいたします。こちらの取得要件は第1号子育て部分休暇と第2号子育て部分休暇に分かれますが、各種要件につきましては部分休業と同様となっております。

最後に3の施行日等でございます。施行日については令和8年4月1日といたしたいというものでございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長　御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員　説明ありがとうございました。簡単に伺います。当然、議案が通って条例改正してからの話になるかと思うんですけど、担当のほうで職員の皆さんに利用の意向というか感触を多分聞いていらっしゃるのではないかなと思っているんですけど、この4月1日から施行ということでもありますけども、実際に4月1日のスタート時点で、こういった制度を利用したいという方が一定程度おられる見込みなのか、その辺はどうでしょうか。

○増田職員課長　まず、取得が見込まれる職員については、来年の4月から小学校1年生に上がるお子さんをお持ちの職員については需要があるものと考えてございます。いわゆる小1の壁に対する対応の休暇でもございますので、その辺りの需要はあるかなと見込んでございます。また、来年度に小学校2年生、

3年生になるお子さんをお持ちの職員も対象となりますので、その部分で取得される方も増えるのではないかなと考えてございます。

いずれにしましても、制度が始まる4月1日より前に対象となる職員には個別で案内する等、制度の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○だて委員 ありがとうございます。これが始まれば、かなりフレキシブルにというか、お子さんのことを心配せずに働きやすい環境ができるのかなというように思っております。職場内での理解というものと、お互いほかの職員との支え合いというところも、今回、多分必要な仕組みになってくると思いますので、その辺の周知啓発というところが、これから、より一層必要かなと思っていますので、その辺は、ぜひ進めていただきたいと思います。

○森田委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。今回、条例改正ということで、第1号、第2号の子育部分休暇ということで、小1の壁に対応する部分においても、非常にいい改正であると捉えております。

簡単に2点確認させていただきたいと思います。2ページの取得単位のところで、第1号が30分単位で、第2号が1時間単位ということで、柔軟な対応を求めるのであれば30分単位のほうが利便性は高いのかなと思いますけれども、ここの差の部分をもどのように考えて設定されたのか、念のため確認させてください。

○増田職員課長 こちらの第1号、第2号の考え方ですが、部分休業にも通ずるところがあるんですけども、第1号のほうは毎日の勤務で始めと終わりに取るという方が多いというような状況もございます。それから、第2号については時間給の感覚に近いのかなという認識を持ってございます。いずれにしましても第1号、第2号は選択制となつてございますので、職員が使いやすいほうを選択していただくということになりますので、個々の事情に応じて使い分けていただくのがよろしいかなと考えてございます。

○はぎの委員 御丁寧な説明ありがとうございました。部分休業のときにも同じような確認がありましたので、そうだなとは思っていましたが、念のため確認させていただきました。

あともう一点だけ、今回、年間の取得上限が第2号のほうで1日の勤務時間数掛ける10日ということでありますけれども、ここの根拠といいますか、この日数が妥当であると判断された理由についても確認させてください。

○増田職員課長 部分休業については、国の地方公務員の育児休業等に関する法律で定められているところでございます。その改正を受けて、部分休業については第1号と第2号ということで、第2号については10日と設定させていただいております。その制度との関連性も近い今回の無給の特別休暇となりますので、部分休業と同様に第2号については10日という設定をさせていただいたところでございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 今回の改正で、小学校1年生から3年生までのお子さんをお持ちの方が、より働きやすくなるということで、非常にいい改正だなと思っております。10月の改正以降の取得状況はどのような感じであったのか、職員の方の声を聴いていらっしゃるようでしたら、共有をお願いいたします。

○増田職員課長 昨年10月に部分休業を第1号と第2号に分けさせていただいたところでございますので、それぞれ、第1号か第2号かを選択していただいた状況について御説明したいと思います。

まず、常勤職員については第1号部分休業を申請したのが31人。それから、会計年度任用職員については第1号部分休業を申請したのが3人。それから、会計年度任用職員で第2号部分休業を申請したのが

2人というような状況になってございます。特に、第2号部分休業というのは今までなかった要素で取れる休業となりますので、その点においては、使い勝手が向上したのかなという認識は持ってございます。

○小坂委員　ありがとうございます。こうした実際に運用後から見てくることがいろいろあるかと思っておりますので、また今後、適切な場でお聞きしながら伺っていきたいと思います。

○小坂副委員長　森田委員。

○森田委員　今、説明を伺いまして、昨年10月には小学生以下のお子さんを対象として、そして4月からは3年生までを対象としてこういった取組を進められるということで、本当に今、小1の壁などが問題になっている中で、こういった休暇が取れるような仕組みをつくっていくことは、働き方の向上にとってよいものだと考えております。今、10月からの取得状況の数字をお伝えいただいたんですけれども、制度があるので本当は取りたいんだけどなかなか取りづらいなという環境だと、こういったいい制度があるのでに実態がついていかないというところもございまして、ぜひ安心してこういった仕組みを活用できる環境づくりも同時に進めていただきたいので、一言お願いいたします。

○増田職員課長　今、御紹介いただきました、制度を利用しやすくするという指摘は、非常に重要なところでございます。職員課といたしましても、今でも実施しているところはございますが、例えば、複数の職員が部分休業を取得しているような職場ですと、どうしても戦力が落ちてしまうというところもありまして、そういったところについては、柔軟に、例えば、会計年度任用職員を配置したりだとか、そういった対応をしているところでございます。いずれにしても、職員の皆さんが取得しやすい環境、また、働きやすい職場の環境にしていきたいと考えてございます。

○森田委員　ありがとうございます。先ほど、小坂委員もおっしゃっていましたが、やっていくうちに見えてくることもあると思いますので、改善できるところが、今後、見えてくると思いますので、よりよい方向に進めていっていただければと思います。

○森田委員長　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○森田委員長　続きまして、**議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○増田職員課長　それでは、議案第17号、国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、地方自治法等の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというも

のでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

地方自治法の改正に伴い、本条例の第1条及び第3条におきまして、引用条項の条ずれが発生いたします。そのため、それぞれの条文について、引用条項の改正をいたしたいというものでございます。

資料の議案の改正文をお願いしたいと思います。

施行日につきましては、今回の引用条項の改正の施行日が、令和7年11月28日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令において、令和8年9月24日となりましたので、本条例の施行日につきましても、この改正地方自治法の日付であります令和8年9月24日といたしたいというものでございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 説明が終わりました。それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なし。質疑なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○桑田市民課長 よろしくお願いいたします。議案第18号、国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正の理由といたしましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年5月28日に公布されております。印鑑条例は、電気通信事業法の条項を引用しております。今回の法律改正により引用条項にずれが生じ、これを整理する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第19条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」、こちらを「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものでございます。

今回の法律改正により、電気通信事業法第12条の2第4項に第2号が新設されたことに伴い、引用条項にずれが生じたものでございます。

なお、法律の施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日となっております。現時点では、施行日はまだ政令で定められておりませんが、法の施行日を考えますと、今回、第1回定例会において上程する必要がございました。そのため、条例の施行日を、附則におきまして、「こ

の条例は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する」という形で規定してございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 質疑なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、**議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

ここで、市長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

○丸山市長 議案第19号、国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例につきまして、撤回をさせていただきたく、お取り計らい、よろしくお願いいたします。

提案理由といたしまして、恋ヶ窪市民サービスコーナーを廃止するため本議案を提出したところでありますが、本議案中、附則の、現在、令和8年6月1日から施行するとしているところを、この日程を変更したい事情が発生をいたしましたため、こちらの議案については撤回をさせていただきたいと思っております。

なお、同趣旨の議案、施行日を適切なものにした形での議案につきましては、本定例会中、適切なタイミングで、改めて議会の皆様にお諮りをさせていただきたいと思っております。

このような撤回の表明となりますこととおわび申し上げますとともに、お取り計らいのほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○森田委員長 ただいま市長より本案の撤回に関する御説明がございました。よって、当委員会といたしましては、審査を保留といたしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○森田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。



○森田委員長 それでは、続きまして、**議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

○戸部選挙管理委員会事務局長 議案第34号、国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料につきましては、新旧対照表を御覧ください。

改正理由につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和7年6月4日に公布、同日施行されてございます。これは最近の物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙運動に関し、経費の限度額について引き上げる旨の改正が行われたというものでございます。

この改正に合わせまして、市におきましても、本条例において規定している選挙運動用ビラの作成及びポスターの作成に係る経費の限度額につきまして、公職選挙法施行令の改定額に準じて引き上げたいというものでございます。

第8条の選挙運動用ビラの作成につきましては、1枚当たり8円38銭に、第11条の選挙運動用ポスターの作成については、1枚当たり586円88銭に引き上げるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から、また、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用されるものでございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 御説明ありがとうございました。ビラとポスターの公費負担の金額を上げるということで、公選法の施行令に準じた形ということでありました。それを国分寺市の判断の中というか、国分寺市の条例も、変えるということかと思っておりますけれども、ポスターとビラ、あと、公費負担でいうと、選挙カーのドライバーの方の対価、賃金というか、人件費というものも一定、1万2,500円、日額でマックスかなというふうに思っています。

要は、8時から20時までの選挙運動の時間の中で、12時間、ドライバーとして勤務して1万2,500円ですと、最低賃金以下の金額になるかなというような計算かと思います。今、東京都の最低賃金は1,226円で、12時間勤務すると1万4,712円になるのですが、その部分について、我々が上乗せしてお金を払ってしまうと、違反になってしまいますので、それはできないわけなんです。やはり、ボランティアベースでお願いする形にならざるを得ないなというところで、足りない部分はあると思っはいるんですけど、そういったところについて、今回、ビラとポスターは市のほうでも変えておりますが、市の自前の選挙、いわゆる市議会議員選挙並びに市長選挙の部分において、例えば、最低賃金ぐらいの金額に変えていただくというのは、国の判断に合わせる形じゃない限りは難しいという認識なのか、いかがでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 今回の政令の改正につきましては、先ほど言われたように、そういった項目は入っていないので、そのことにつきましては、今回の改正の内容には含めていないということでございます。

ただ、市の条例ですので、そういった内容につきましては、一定程度、市の裁量で決められるということだとは思います。

○だて委員 裁量で、ある程度決められるということでありました。

これは要望ベースではありますけれども、今、申し上げたように、我々しか、分からないかもしれません。選挙カーの運転は、大変気を遣います。本当に何か事故があったら大変なことになりますから、大変な仕事をお願いさせていただくときに、最低賃金以下でやってくださいというのは、正直、我々も心苦しいというか、そういったところが常に感じているところでありまして、可能な範囲で検討いただきたいなと思います。選挙管理委員会の皆さんとも、ぜひ検討いただきたいと思います。

ビラとポスターというところも、もちろん物価高騰で影響があるんですけども、ドライバーの公費というところも、ぜひ今後の検討課題にのせていただきたいということで、要望だけさせていただいて終わり

たいと思います。

○森田委員長　ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手にてお願いいたします。

（賛成者挙手）

○森田委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長　続きまして、調査事項に入りたいと思います。

調査　行政改革についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○山下デジタル行政推進室長　よろしく申し上げます。行政改革につきまして、今回は、ＩＴスキルマップ庁内調査結果について、御報告したいと思っております。

このＩＴスキルマップにつきましては、昨年の第４回定例会のところで調査を開始いたしますということを当委員会のほうでも御報告させていただいております。

ここでの目的につきましては、その際に記載したものと全く変わりませんので割愛させていただきまして、調査といたしましては、対象として正規職員と、あと月額会計年度任用職員、合わせて１,０９４人を対象としております。

収集項目といたしまして、氏名と所属、職層。職層というのは、部長、課長とか、そういったところです。それから、ＩＴスキルに関する項目として、別紙をつけております。別紙は後ろのほうについているんですけれども、こちらのこの文章等、このままの形で職員には調査をしているところでございます。

第４回定例会の際に、議員の方々のほうから、レベル感について４段階で検討することを御提案いただいているところでしたが、設問の内容のレベル感等を含めまして、３段階という形で対応させていただいておりますところを御了承いただきたいと思います。

この調査の結果につきましては、現在、見せ方等も含めまして検討を進めているところなんですけれども、簡単に、どういう感じになったのかというところを、この資料の２ページの下の方のグラフで表しております。

左側が部課長、係長、一般の職員、月額会計年度任用職員という順で、３段階程度で評価を行ったときに、各設問に対して、どれぐらいの点数がついたのかというところを表しているものでございます。

大体、傾向といたしましては、やはり職層が高いほうが結果が高くなっているというような傾向が見てとれるというところまでは簡単に出すことができますが、さらに詳細な分析につきましては、今、進めているところでありますので、また追って、結果が出次第、御報告できたらというふうに考えているところでございます。

最後に今後の予定なんですけれども、今言ったところからさらに先に考えますと、その結果に応じて、

研修等を考えていきたい。さらに、この調査につきましては、ここで終わりではなくて、1年に1回、もう少し質問の内容とかも精査しながら、どんどんよくしていきたいというふうに考えているところでございます。

雑駁な説明ですが、以上でございます。

○森田委員長 御説明ありがとうございます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。

I Tスキルの平均値については、先ほど、御説明いただきましたけれども、詳しい分析はこれからということでありました。

何点か確認したいのは、役職が上がれば数値が上がっていくという傾向にあるということですが、これというのは実務能力の高さも示していますし、当然、管理職としての理解力、理解度というのも両方示しているものだという、そういう判断でよろしいのでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 おおむね、今、委員のほうからおっしゃっていただいたとおりだというふうに考えているところでございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

今回初めての試みということなので、今後、職員一人一人の能力を最大限に引き出していくとか、組織全体の生産性を高める上でも、こういった数値を見える化して、戦略的な人材育成につなげていくという取組で、非常によい取組だなというふうには理解をしているところであります。

それで、このマインド・知識を見ていくと、実際のこのデジタル技術の部分というので、すごく分けていかないと、今後の計画していただいている、この研修のやり方、そこに非常に影響が出る部分かなとは思っております。

D X基礎スキルのマインド・知識を見ますと、この月額会計年度任用職員の皆さんの数値が2.34ということで、比べてどうこうではないんですけれども、結構高いなというのがあって、個人としましては、本市におけるこの月額会計年度職員の皆様の意欲が高いということも、今回、非常に把握できたというのが大きなところであると思いますし、非常に期待できるなというところであります。

それで、具体的な研修の内容もこれからだと思うんですが、そういったマインドの部分を引き上げていく研修と、あとは、今回のデータを見ると、技術面でいくと、生成A Iとか、あとR P Aのブループリズムの、そういった結構高度な実務能力が必要なものも入ってきているので、座学だけでは身につかないようなものもありますので、そういった実践形式の、実技形式の研修等も当然行っていくという認識でよろしいのでしょうか。確認させてください。

○山下デジタル行政推進室長 研修の内容につきましては、現在検討中ということになりますので、具体的なことがなかなか言えないところではございます。

ただ、今、御意見をいただいたとおり、物によっては実践の研修、特にR P Aの機会といいましょうか、システムにつきましては、もう実践の研修も何回か行っているところでございますので、そういったところは視野に入っているというところでございます。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。非常に大いに期待する事業でありますので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。また適宜質疑させていただきたいと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂副委員長 森田委員。

○森田委員 データが出てきたんですけど、ちょっと何点か伺いたいんですけども、これは、部署間で何か特徴とか、隔たりというのはありましたか。

○山下デジタル行政推進室長 現在、部署間等につきましては、精査を進めている最中なので、具体的なことはちょっと申し上げられないんですけども、そういったところをしっかりと明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。結構色が出てくると思うので、特化した部署にするのか、全体的に上げていくのかというのも、そういったこともデータから分析して行ってください。

また、今回、自己評価ということだったんですけども、アンケートの取り方によって、しょうがないんですけども、自己判断になってしまうので、他者からのこういった視点というのも非常に重要になってくるんですけど、今回、自己判断であった、この結果をどのように解釈されているのでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 I Tスキルというものについて、点数化するということは難しいというのが、今回の調査を取り組みながら分かってきたところでございます。なので、まずは一旦、自己評価という形にすることで、一つのベースといいましょうか、認識としての位置づけを確認させていただいた上で、さらにそこを今回の結果から掘り下げていくことで、より客観的な評価を導き出していければなというふうに考えているところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。今回、3段階かつ自己評価で、この3段階の中でも、段階ごとに考えていけば、かなり細分化されていくと思いますので、レベル3の中で、またレベルがいっぱい出てくると思いますので、さらなる分析をお願いいたします。

No.30の資格のところ、6ページです。保有資格の有無について確認とあったんですけども、具体的にどのようなものなのか、数字的なところも含めて、詳細をお願いいたします。

○山下デジタル行政推進室長 こちらの資格につきましては、唯一、客観的なところというふうにはなるんですけども、全庁の中での資格について、I P Aという資格の体系があるんですけども、その部分と、そこから外れている古いものだったりとか、新しいものでも民間がやっている、例えば、マイクロソフトオフィスの検定だったりとか、そういったものも含めてということになるんですけども、全体としまして、60ぐらいの資格が把握されているというところになります。特に多いのは、I Tパスポートとか、そういった資格になるんですけども、中には非常にレベルの高い応用情報技術者だったりとか、そういった資格をお持ちになっている方もいます。非常に少ないので、個人の方というようなレベル感にはなってしまうかなというふうに考えていますので、こういった資格要件につきましても、今後、こういったレベル感が必要なのかというところは、しっかり検討していきたいというふうに考えているところです。

○森田委員 ありがとうございます。現状が分かったところで、今後の研修制度や資格取得の取組などにも生かせると思いますので、進めてください。

最後に、もう一点なんですけれども。今後、I Tスキルマップとして見える化をしていくんですけど、このスキルアップはどういったものを想定されているのでしょうか。

○山下デジタル行政推進室長 庁内でのI Tスキルについて見える化していくということになるんですけども、具体的に、今、検討を進めているのは、ヒートマップみたいなものを考えておりまして、例えば、縦軸に部署だったり、それこそ個人全員を縦に並べて、横軸には、ここに書いてある設問を全て並べて、点数が高い人は色が濃くなって、点数が低いところは色が薄くなるみたいな、そういったものを俯瞰的に見ることによって、色の薄いところは基本的にはあまり能力がないところ、逆に色が濃いところは能力が

高いところというものを、まず見極め、そこから色の薄いところを濃くしていくための方策を考えたりとか、色の濃いところについて、さらに濃くしていくことを考えるのかといったようなことを、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○森田委員　　すごく分かりやすかったです。ありがとうございます。

見える化がかなり進むというところで、また今後、報告をしていただいて、都度、また質疑させていただきます。楽しみにしていますので、よろしくお願いします。

○小坂委員　　一点、確認をさせていただきたいと思います。

こうした必要とされるＩＴスキルが、変化のスピードも大変速いのではないかなというふうに考えております。今、現時点では必要とされているようなスキルであっても、この急速な生成ＡＩの発達によって変わっていく部分もあるのではないかなというふうに思っているんですけども、生成ＡＩをどのように使いこなしていくのか、生成ＡＩについての考え方について、現状をお伺いいたします。

○山下デジタル行政推進室長　　生成ＡＩにつきましては、現状、職員が申し込むことで使えるような体制を整えておりまして、庁内といいましょうか、私どもといたしましても、生成ＡＩを職員が使っていけるようにしたいと考えているところでございます。

今は、生成ＡＩを使う職員たちが参加するチャットルームみたいなものを用意しておりまして、そういったものの中で、使い方だったりとか、そういったところを共有していければなと考えます。あと、政策経営課のほうでもやっております、別の業務改革に係るチャットなんかもございますので、そういったところでも同じような議論が進んでいるところもございますので、まずは、草の根の運動といいましょうか、そういったところで伸ばしていく。さらに、それを業務に応用するということにつきましては、今後、検討していきたいというところでございます。

○小坂委員　　本当にすごいスピードで動いている技術かと思いますので、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

○森田委員長　　ほかに質疑はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、調査、行政改革については引き続き調査することとし、継続といたしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　御異議なしと認め、継続と決しました。

_____ ◇ _____

○森田委員長　　続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項１番　株式会社ＪＲ中央線コミュニティデザインの株式交換について、報告をお願いいたします。

○佐藤秘書課長　　報告事項１番、株式会社ＪＲ中央線コミュニティデザインの株式交換について、御報告いたします。

本市で所有しております株式会社ＪＲ中央線コミュニティデザインの株券につきまして、このたび東日本旅客鉄道株式会社、ＪＲにおいて、株式交換をすることとなりましたので、その御報告でございます。資料を御用意しております。

まず初めに、経過から簡単に御説明いたします。

1、これまでの経過です。

昭和61年7月に、国分寺ターミナルビル株式会社設立に伴い、発起人として3,000万円、600株を出資し、株主となりました。その後、国分寺ターミナルビルは合併などを経まして、現在の株式会社JR中央線コミュニティデザインとなりました。合併などによる株式割当ての変更により、現在の持ち株は23万1,240株となっております。

2、株式交換についてです。

東日本旅客鉄道株式会社、JRは、社会課題や潜在ニーズに向き合い、鉄道とまちが一体になり、活気あふれる社会づくりに資するため、JRの各子会社との資本関係を見直し、完全子会社化を進めるとの通知がありました。つきましては、本市のJR中央線コミュニティデザインの株式についても、同等価値での株式交換を行いたいというお申出につきまして、本市といたしまして、同意をいたしました。

3、株式交換した場合の配当金についてです。

こちらに記載の株式交換比率に従って計算をいたしますと、交換後の株式は10万4,058株となります。この持ち株に対しまして、JRの令和7年度の配当計画の額を用いますと、年間で728万4,060円の配当が見込まれますことから、令和8年度予算の歳入に計上いたしております。

次のページ、4、今後のスケジュールについてです。

先週の2月17日に、JRとコミュニティデザインが株式交換の意思決定を行いまして、同日、プレス発表を行っており、それに伴いまして、本市に対しまして、株式交換実施の通知がなされてございます。

3月17日を予定としまして、株式交換が執行されることとなります。

報告は以上でございます。

○森田委員長 御報告ありがとうございました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 まず経過のところ、一番最初の昭和61年に3,000万円出資して600株ということでスタートしているということでもありますけれども、その後、今日に至るまで、追加で増資みたいな形について、それは経過としてもあるんですか。3,000万円以上はないということなのか、教えてください。

○佐藤秘書課長 その後の増資、増額しての出資というのは、してございません。

○だて委員 そうすると、昭和61年なので、大分前ではありますけれども、当時の3,000万円というところから変わっていないという、出資としては、それ以上出していないということで確認をさせていただきました。

それで、もう一点が、今回そういった株式交換ということで、TOBとかとは違って株式交換という形でされることを理解したところです。

これまで、コミュニティデザインの頃には、配当金というのは特段なかったという形の認識でよろしいのでしょうか。

○佐藤秘書課長 昭和61年に設立をしまして、平成2年から配当金を頂戴しておりました。平成2年から平成17年まで毎年、少ないところで年間180万円、多いところで年間300万円という配当金を頂いておりましたが、平成18年以降は配当金はなしという状況でございます。

○だて委員 平成18年からだから、20年ぐらい前ですかね。それくらいからは配当金はなかったという形で、今回、株式交換する、いわゆるプレミアムの部分では、この配当金が70円という形で、今の状況を見ると、配当もまた上がっていくのかなというふうには思っているんですけども、この年間で728万

4,060円というのが今回のプレミアムというところで付いているのかなというような認識を持たせていただきます。

それで、今回、そういった形でＪＲの株主という形に変わって、その子会社という形のＪＲ中央線コミュニティデザインに対して、またこれからいろんな連携を図っていくということかと思うんですけども、何かこれまでと、これまで以上に幅広い連携強化ということで、一つの目的としてあるわけなんです、これから具体的に何か先方から、ＪＲも含めた形の中で、こういったことをしていきましょとか、そういう提案というのは、現状、今の段階であるんでしょうか。

○佐藤秘書課長　秘書課のほうでは、具体的には、そういったお話はいただいてはございません。

○だて委員　これからいろんな形で、10万株持っている株主だと思います。

ＪＲという大きな会社の中ではありますので、その中でできることを、コミュニティデザインの皆さんと、また一緒にやっていただければなというようには思っています。

同じような中央線沿いの近隣の自治体というのは、コミュニティデザインの株を持っているのかどうかちょっと分かりませんが、近隣他市というのはどういう形になっているのでしょうか。

○佐藤秘書課長　今回の件につきましては、八王子市も同様です。八王子ターミナルビルに合併した時に、八王子市も株を持っておられており、現在は中央線コミュニティデザイン株を持っておられるというような状況でございます。

○だて委員　分かりました。

最後にちょっと伺いますが、今回そういった株式交換でＪＲの株をもらうということなんですが、基本的には、今後も株は持ち続けるという方針なのか、状況に応じて、何か別の形もあり得るのか、それはいかがなのでしょう。

○丸山市長　今後のところということなので私が答弁いたします。

今、おっしゃっているように、当面、現段階において、当市のほうで、この株式を売却するといった考えは現時点ではありません。

配当性向についても、今、ＪＲのほうで30%以上を出されているので、平均が30%台というのは、かなり高めの配当性向でやっていただいているのかなということで考えておりますので、その点においても問題は無いのかなというところです。

ただ一方で、将来にわたる話になりますので、それについては、また適宜、状況の変化、また当市の今後の考え方含めて、変更があれば、議会の皆様にはお諮りをしていきたいと思っておりますし、また、ＪＲとは様々な面で、これからも協力関係をつくっていくということもありますので、その一つの関係の持ち方としても、当然この株式というものもあると考えておりますので、多面的、総合的に判断をしながら、適宜、皆様にもお伝えをしていければと思っております。

○だて委員　分かりました。配当金だけで言うと、ＪＲもコロナ禍で一時期厳しくて、配当金もほぼないぐらいのところまで落ちたかと思えますけども、もともとは100円を超えるような配当金も出ていたかと思えますので、今後も含めて、一定、市の収入として見込める部分もあるのかなというふうに思っていますので、今、市長のほうから方針も伺いましたので、今回の件については承知をいたしました。ありがとうございました。

○森田委員長　ほかに質問はございますか。

○はぎの委員　御報告ありがとうございます。ただいま、だて委員の質問において、大体おおむね理解

できたところですよ。

ちょっと基本的なところで、すみません、教えていただきたいんですが、今回、株式交換比率0.45ということでもありますけれども、この算定根拠となった客観性というか妥当性みたいなところで、第三者機関みたいなところが入って、今回、この数字ということによろしいんでしょうか。確認させてください。

○佐藤秘書課長 この数値につきましては、J Rのほうで算出した数字になります。J Rのほうで2種類、この株式の価格を確認するための分析方法が2通りありまして、DCF法というものと類似会社比較法というもので、コミュニティデザインのほうのキャッシュフローから確認した、この分析をした数字と、あと同等の類似した会社の数字を使って比較するような方法と、2種類の方法で比較した、その平均値を取って、1,751円というような数字を出されております。それに対して、J Rのほうの株価で割り返すと0.45というような数字になるということになります。

○はぎの委員 御丁寧な御説明ありがとうございました。ありがとうございます。

あと、令和3年4月に合併ということで、この合併時点でのコミュニティデザインの評価額と今回の交換時の評価額を比較して、大丈夫だと思うんですけど、市の資産には変動ないというか、評価損は生じていないという認識でよろしかったでしょうか。

○佐藤秘書課長 評価損とおっしゃるのは、現在の価値という意味合いでしょうか。

3,000万円の出資からしますと、評価としては額はかなり上がっているというふうに見ております。

取得価格としては3,000万円ということで、変わってはいないということでございます。

○はぎの委員 分かりました。取得価格としては変動は生じていないということで、そういう認識で確認をさせていただきました。

あと、基本的なところなんですけど、今回、議決を要しないということで、報告事項になっている法的根拠というか、そこも確認をさせてください。

○佐藤秘書課長 すみません。そこにつきましては、少し確認をさせていただきますでしょうか。

○森田委員長 確認をしていただきますので、ほかにこの報告事項1番で質問のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 ないようですので、一旦、こちらは保留といたします。



○森田委員長 続きまして、報告事項2番 **地域活性化多分野連携協定事業者との人事交流について**、御説明お願いいたします。

○増田職員課長 それでは、報告事項2番、地域活性化多分野連携協定事業者との人事交流について、御報告させていただきます。

本件については、市長より、令和8年度施政方針においても触れております民間企業との人事交流について、本日は現時点での検討状況について御報告させていただきたいと思います。

資料を御用意しております。

1、人材交流の実施概要でございます。

今回の人材交流の相手方でございますが、令和6年度に地域活性化多分野連携協定を締結した事業者となります。

今回の人材交流については、市職員、相手方の民間企業双方の交流ということになります。

2番、人材交流の実施内容でございます。

まず、市職員を民間企業に派遣する目的ですが、民間企業での実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法や、市政の課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材を育成することであります。

また、民間企業から受け入れる方については、民間企業での業務の進め方や柔軟な発想、またDXの視点での課題解決能力など、市の組織の活性化を図ることを目的といたします。

実施内容の表を御覧ください。

実施目的については、組織の活性化、人材育成、市と相手方事業者との相互理解の促進ということになります。

交流期間については1年間を基本といたします。ただし、協議の上、延長や短縮も可といたします。

開始時期については令和8年4月からスタートを予定してございます。

業務内容については、市職員については、民間企業における自治体DX、それから市内ネットワーク基盤の構築提案業務をサポートする役割を担当することと予定をしてございます。

また、民間企業から受け入れる方については、市職員と共に通常業務を行いながら、市長の特命事項の総合調整業務に関して、DXの視点を中心とした助言等を行うことなどを予定してございます。

最後に、その他でございますが、現在、相手方と最終的な調整を行ってございますが、お互いの守秘義務等の機密保持の内容も含めた協定書の締結に向けて、現在、協議をしているところでございます。

併せて、双方の派遣者の選出等の最終調整を行い、令和8年4月1日から人事交流実施に向けて準備を進めている状況でございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○小坂委員 こちらにつきましては代表質問でのやり取りで伺っているところです。大変期待をしている仕組みでもあります。

共有いただきたいのが、こういった年代の職員の方なのか、また役職ですとか、そういったところについて、今のところの共有をお願いできますでしょうか。

○増田職員課長 どういった職員を派遣するかという、調整中でございますが、当市から派遣する職員については、現段階の案としては、主任職級の職員を派遣したいというふうに考えてございます。

また、相手方からの派遣受入れの社員の方についても、大体30代ぐらいの方がお越しになると、そこで最終調整をしているというふうに伺ってございます。

○小坂委員 ありがとうございます。様々、行政職員の方からは見えない部分ですとか、また、相手方の企業のほうにおきまして、行政職員の視点が入ることによって、双方により影響が出るような仕組みだというふうに期待をしております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○小坂副委員長 森田委員。

○森田委員 ありがとうございます。

今回の取組、本当に、民間との、こうした連携をしながら、新しい風も入ってくるのかなというところで、非常にいい取組だと思います。

1ページのその他のところなんですけれども、協定書により、機密保持義務を締結するということで、双方ともに持ち出されちゃいけないところはあると思いますので、そこら辺はどのように捉えているのか

なというのを一言お願いいたします。

○増田職員課長　こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、派遣に関する協定書、それぞれの受け入れる側の派遣協定書、それからこちらから派遣する際の協定書ということで、それぞれ2つ作る予定でございます。

民間企業におかれましても、当然、営業上の秘密に触れるようなこともございます。あと、市においても、当然、守秘義務に絡むような業務に接することもあるかと思えます。そういったところで、協定書で機密保持義務という条文を立てる案を今調整中でございますので、それを根拠に、きちんと守秘義務、機密保持は守って、今回の人事交流を実施していきたいというふうに考えてございます。

○森田委員　ありがとうございます。よく分かりました。

国分寺市役所から民間のほうへということで、なかなか、行政の働き方と民間の働き方というのは差があって、すごく影響を受けて帰ってきていただきたいと思いますので、たくさんお土産を持ってきてもらいたいと思います。また、向こう側から来ていただける方に対しましても、いろいろDXの面とかも、本当に今、進めなくちゃいけないところを民間の力を取り入れるのは非常に重要な観点だと思いますので、双方にメリットがあるように、この取組を進めていただければと思います。

○森田委員長　ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、報告事項2番を終わります。



○森田委員長　続きまして、報告事項3番 **衆議院議員選挙の投票結果について**、御報告をお願いいたします。

○戸部選挙管理委員会事務局長　報告事項3番、衆議院議員選挙の投票結果について、御報告申し上げます。

衆議院の解散総選挙につきましては、1月23日に解散し、27日公示、2月8日投開票という日程で行われました。解散から公示日までが戦後最短の日程ということで、大変タイトな状況でございました。

資料を御覧いただきたいと思います。

小選挙区の投票率でございますが、64.1%で、前回の同選挙に比べ2.15ポイント高く、26市では、武蔵野市に次いで、2番目に高い投票率となりました。これにつきましては、期日前投票が、後半に堅調に伸びたことから、全体の投票率を押し上げたものであると考えてございます。

続きまして、次のページを御覧ください。投票区別投票状況となります。こちらは資料を御覧いただければと思います。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。期日前投票状況でございます。

今回は、急な選挙執行ということもあり、投票施設の確保が最も悩ましいものでございました。期日前投票施設につきましては、市役所のほか、いずみホールが確保できなかったため、c o c o b u n j i プラザを4日間に増やし、ひかりプラザを2日間として実施をまいりました。

投票所入場整理券につきましては、配布が遅くなってしまったため、序盤の投票者数につきましては伸び悩みました。選挙後半におきましては、土日に降雪の予報があったことから、投票所はかなり混雑したというような状況でございます。

期日前投票者数につきましては、前回の同選挙に比べ約6,200人増の27.1%増となっております。

それから、資料にはございませんが、若年層の投票率についてでございます。18歳が57.1%、19歳が47.2%、20代が47.1%で、30代が60.2%というような結果ということでございます。

それから、選挙公報につきましては、シルバー人材センターより、2月4日から6日にかけて配布をしている状況でございますが、特に選挙公報が届いていないというような、そういった連絡はございませんでしたので、確実に配布されたものと考えてございます。

それから、今回も投票済書につきましては、市のほうで独自のものを5,000枚作成をしまして、選挙人からはとても好評であり、多くの選挙人から、いいねというお声をいただいております。

今回の選挙につきましては極めて短期間での準備となり、当初はポスター掲示場の設置や期日前投票事務の準備などが、期限までに間に合うかどうかということで心配をしてございましたが、様々な応援職員のお力を借りまして、何とか支障なく、適正に投票事務を進めることができてございます。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 御報告ありがとうございます。質問のある方は挙手にてお願いします。

○新海委員 報告ありがとうございました。御苦労さまでした。

この投票結果につきましても非常に高い投票率でして、武蔵野市がなかなか抜けないんですね。武蔵野市さえ抜けば1位になるんですけどね。ぜひ、また武蔵野市ぐらいで、次はお願いしたいと思います。

開票も非常に早くて、小平市、国立市よりも今回は早かったということで、何かいつも遅いんですけど、原因が何かあったのでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 開票作業につきましては、今回は、開票におきまして疑問票が少なかったというところが、一番スピードアップになったかなというのと、それから、開票立会人の御協力もあってということで、開票時間が短縮されたというふうに考えてございます。

○新海委員 いずれにしても、非常にいい、スピーディーな仕事をしていただきまして、ありがとうございました。次も、ぜひよろしくお願いいたします。

○だて委員 まず、今、新海委員からもありましたけど、選挙管理委員会事務局の皆さんをはじめ、関係者の皆さん、本当にお疲れさまでした。本当に大変だったと思いますが、無事に選挙が執行できたということで、よかったと思います。

結果はさておき、いろいろありますが、本当に今回、投票率がすごく高く、先ほど、若年層の投票率をおっしゃっておられましたが、大体、いつものパターンだと、20代20%、30代30%、40代40%、そんな感じのパターンが多いかなと思ったのが、これだけ、若い層が多くなっているということで、今回の結果にも作用したのかなというように、理解をしているところであります。

ちなみに、若い層の投票が増えたことに比して、高齢者層の投票率というのは、現状、例年並みだったのか、少し何か変動があったのか、その辺はどうでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長 今回、特に分析まではしていませんけども、ただ、傾向を見ると、30代までが平均投票率以下と、それから40代以降については、平均投票率よりも高いというような状況でございまして、全体的な投票率が前回選挙よりも高い状況でした。全体的には投票率、各年齢層を見ても、少しずつ上がっているというような状況でございましたので、傾向的には変化がそれほどないというものでございます。

○だて委員 分かりました。若い人がかなり上がったというところが、一つの大きなところかなというところで承知をいたしました。

それで、2の投票区別投票状況のところですよ。計の列の投票者数で、投票者数の部分を見ると、第七小が一番少なくても21%。期日前を抜いた当日分ですけども、21%。一番高いのは第三中で49%ということで、当然c o c o b u n j iプラザで4日間、期日前を、今回、特別にやったということも作用しているのかなというふうに思っているんですが、この第七小の有権者の期日前を含めた投票率というのは、今、出ていますでしょうか。出ていなければ、またお聞きします。

○戸部選挙管理委員会事務局長　すみません。本日、資料はお持ちしてございません。

ただ、今まで、第三投票区につきましては一番投票率が低いというような状況でございました。最近の選挙におきましては、期日前投票の数が、かなりc o c o b u n j iプラザのほうで多くなってきましたので、今まで最低の投票率だったんですが、最近ではそうでもないような状況で、高くなっているというような状況でございます。

また、今回の期日前投票者数につきましては、当日投票よりも上回っているというような状況でございます。

○だて委員　分かりました。地域性というものも当然あるかと思しますので、差が大分極端にありますので、そこら辺、投票機会でずとか利便性の差というところは、当然、以前から申し上げているような期日前投票の投票所の関係も当然あるかと思しますので、それはもう何度も言いませんけれども、ぜひ、また検討いただきたいというように思っております。

最後に、市役所並びにc o c o b u n j iプラザの最終日の最後の金土ですね。物すごい人数が多分お越しになられたかと思うんですが、聞くところによると、ここの市役所の駐車場もパンパンというか、もう全く入れない状態で、大分、渋滞が府中街道のほうまで続いてしまったような話も聞いていたんですが、その辺、今後も多分、この傾向だと期日前投票が当然多くなっていく形かなと思っているんですけども、今回の状況を踏まえて、今後どうしていくのか、その辺はどうでしょうか。

○戸部選挙管理委員会事務局長　市役所の期日前投票所につきましては、今回、増設があるというところ、金曜日、土曜日、通常よりもかなり多くの方に足を運んでいただいたということでございます。

駐車場問題というのも、選管のほうで認識をしているところでありまして、今回につきましても、契約管財課の御協力等により、防災関連用地のほうに庁用車を移動させまして、平置きの駐車場も選挙人の利用のほうに提供したというところで、こういった対応したところでございますけども、今後、どのように、駐車場対策を進めていくかというところについては、検討課題として進めていきたいというふうに考えてございます。

○森田委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、以上で報告事項3番を終了いたします。

◇

○森田委員長　ここで、報告事項2番の保留分について御説明をお願いいたします。

○塩野目副市長　先ほどのはぎの委員の御質問の件でありますけども、現在、確認中であります。

御指摘の部分について、地方自治法第96条第1項第6号に該当する場合には、しかるべき措置を取って対応してまいりたいと思いますので、今後、庁内で協議をさせていただきたいと思います。

○はぎの委員　承知いたしました。協議の上、またどこかのタイミングで報告があるという認識でお待ち

したいと思います。

○森田委員長 では、よろしいでしょうか。

◇

○森田委員長 次に、報告事項4番 **その他**で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

それでは、続いて陳情審査を行います。説明員の皆様は以上となりますので、ありがとうございます。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時07分再開

○森田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◇

○森田委員長 **陳情第8－3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、陳情第8－3号、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情につきまして、御説明いたします。

本陳情は令和8年1月30日受理、東久留米市滝山2－5－5－501、公正な明るい都市をつくる会代表、木村光宏氏外連署者11人より提出されたものでございます。

陳情の要旨につきましては、お読み取りのほうをお願いいたします。

陳情事項につきましては、1、庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。2、仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。という内容でございます。

説明は以上となります。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。調査担当からの説明が終わりました。それでは、審査に当たって御意見等ある方は挙手をお願いいたします。

○新海委員 今回、この問題につきましては、私どもの会派は15年ぐらい前ですか、だて委員はいらっしゃいましたかね。前の庁舎、前々回の庁舎のときに、これは当時議員であった星文明さんが提案しまして、調査をしてくれという、職員のほうから迷惑だということを大分言われていたため提案がありまして、そのとき、議員全員で、これをやらないという確認を取っております。ですから、それ以来ないだろうと思うんですけど。迷惑だという声もほとんど聞きませんので、ないと思いますけども、念のため、私どももこういうことをやっていないか、確認いたしますので、各会派等ともに、確認をまずしてもらいたいということです、やっているかどうか。

それから、先ほどの陳情内容では、職員のほうの調査ということが入っていましたので、これはどうしますか。職員課あたりに何かクレームなどが来ているかというのを確認するという感じで調査をかけてもらいたいということです。陳情の趣旨には、会派だけでやるのは、ちょっときついかもしれませんので。

○森田委員長　　今、新海委員から、各会派での調査と、また市の職員にも調査を行っていただくという意見が出されました。

○新海委員　　クレームが来ていないかです。

○森田委員長　　クレームが来ていないか、職員課に調査を行いたいということでしたが、よろしいでしょうか。職員課のほうに、そういったクレームなどが届いているかの確認の調査をしていただきたいということなんです。

○鈴木議会事務局次長　　ただいま新海委員のほうからお話がありました庁内でというところで、職員課のほうに、そういったところの何かしら意見等が寄せられていないかといったところを、調査担当のほうで調査させていただければと思います。

○森田委員長　　それでは、ただいま新海委員のほうから、各会派での確認と、また調査担当からは、職員課のほうにクレームなどが届いていないかという調査を行っていただきたいという旨、御意見が出されましたが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　それでは調査を行っていただくこととして、したがいまして、陳情第8－3号については継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○森田委員長　　続きまして、陳情第7－4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情を議題といたします。

こちら、前回の委員会の中で、陳情提出者の方に、今後、この陳情の取扱いをどうするか確認するという流れになっておりました。というのは、令和7年12月に、令和8年度税制改正大綱が閣議決定され、この2割特例、8割控除の経過措置のほうが、3割特例、7・5・3割控除と、陳情を提出した際の状況から変わっていますので、今後、この陳情の取扱いをどのようにしていくか、陳情提出者に確認をするということだったんですけど、まだ確認のほうが取れておりませんので、引き続き、この確認を行っていきたいと思います。したがいまして、陳情第7－4号につきましては、継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の総務委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

午後0時14分閉会